

第 10 回教育委員会会議

令和 7 年 8 月 20 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第21号

職員の人事について

報告第 21 号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、次のとおり教育長による急
施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

令和 7 年 8 月 1 日付をもって、別紙調書のとおり発令する。

調 書

(令和 7 年 8 月 1 日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏名	備考
	(係 長 級)				
1	総務部教育政策課担当係長兼務（平野区役所保健福祉課担当係長）	平野区役所勤務	福祉職員	増田 博次	他

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。